

雇用調整助成金教育訓練Q & A （2020年5月12日版）

- 1、 雇用調整助成金の教育訓練（web訓練）がはじまるそうですが、概要を教えてください。
A, 雇用調整助成金は新型コロナでの休業要請を受けている企業に休業手当を助成する仕組みです。（上限8330円）休業をするのではなく法人が教育訓練（研修）を行うと助成額の上乗せがある制度のことです。
- 2、 今回の教育訓練（web研修）は全日程が受講の条件でしょうか？
A, 原則所長と相談して受講日については決定してください。個人のスキルアップのため個人的に受講することも可能です。カリキュラムは理念から実践、法人の理念等幅広い内容になっています。
- 3、 雇用調整助成金は売上の5%マイナスが給付の条件とききました。うちの現場は売上がマイナスになりません。受講しても大丈夫でしょうか？
A, 個人の資質向上のため受講するのは可能です。行政が休業中の職員の様態を確認し、委託料の減額交渉等あるとき、しっかりと研修が行われていると減額交渉で優位な立場を主張できることがあるとおもいます。受講をみんなでしてください。
- 4、 研修後のレポートについて教えてください。
研修後のレポートは、必ず記入をおねがいします。ワープロでも手書きでもどちらでも可能です。様式も自由です。注意点は提出時の名前は自署での記入をお願いがいたします。
- 5、 接続方法がわかりません。どうしたらいいのでしょうか？
A. 接続の方法などは、研修事務局がありますのでそこに問い合わせをおねがいします。
事務局・未来人財部財（03-6907-8030） jinzai@roukyou.gr.jp
- 6、 子育てで働くものですが、公共のカリキュラムも拝見し聴いてみたい日がありました。聴講しても良いのでしょうか？
A, ご自分の予定している子育てのカリキュラムと重複していない場合は、聴講は可能です。重複している場合は、講座終了後にアーカイブ（再放送）のURLが公開されますので、いつでもご視聴できます。その場合は公共のフォームより受講の申し込みを行い、視聴案内のURLをメールで受け取ってください。
- 7、 介護現場で働く組合員です。公共カリキュラムの「介護予防」について参加したいのですが、受講できますか？

A, 受講できます。単発の講座のみ受講したい場合は、まず、公共または子育ての受講フォームより受講の申し込みを行ってください。申し込み後、視聴案内のURLがメールで届きますので聴講を開始してください。

8、 録画したもの後日、事務所の研修に使用することは可能でしょうか？

今回の講座の全てを録画してアーカイブ専用のHPに保存をしてあります。事業所の研修や入団時の研修での団会議ミニ講座など様々活用してください。また、再度緊急事態宣言等で休業の要請が出た場合も同じように活用をお願いします。（休業要請による減額について行政に対抗するには、研修をしっかりとって資質を上げているというエビデンスが効果的です。）